

令和6年度 山口県医師修学資金追加募集要項 (特定診療科枠・外科枠 [その他分])

山口県医師修学資金は、将来、山口県内の公的医療機関等において医師として地域医療に従事しようとする医学生に対して、山口県が貸付けを行うものです。

県内の公的医療機関等において、医師として業務に従事した期間が、貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間に達した場合に、貸付金の返還が免除されます。

この募集要項、山口県医師修学資金の手引、申請書類の様式、関係規程は、山口県医療政策課のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/ishikakuho/>

1 応募資格

将来、山口県内の公的医療機関等において、小児科、産婦人科、麻酔科、救急科、放射線治療科、病理診断科、呼吸器内科、総合診療科、外科^{※1}の医師として勤務しようとする者であって、次のいずれかを満たす者

- (1) 山口県内の高等学校・中等教育学校を卒業し、医学部に在籍する者^{※2}
- (2) 山口県外の高等学校・中等教育学校を卒業し、貸付けの申請をする日において山口県内に3年以上継続して在住する保護者を有する者であって、医学部に在籍する者^{※2}
- (3) 高等学校卒業程度認定試験に合格し、貸付けの申請をする日において山口県内に3年以上継続して在住する保護者を有する者であって、医学部に在籍する者^{※2}

※1 基本領域の外科を指し、整形外科、脳神経外科、形成外科を含みません。

※2 自治医科大学に在籍する者を除きます。

2 募集人員

1人

3 貸付額

月額15万円

4 貸付期間・貸付方法

- (1) 貸付決定に係る月(令和6年4月分)から卒業の月(正規の修業年限に限る)まで。
- (2) 毎月末日(土日祝日の場合は直前の金曜日)に、本人が指定した口座へ振り込みます。初回の貸付けのみ、4月分～交付決定月分をまとめて振り込みます。

5 貸付けの条件・返還の免除

貸付けに当たっては、次の条件が付され、これを達成した場合に、貸付金の返還が免除されます。（詳細は「山口県医師修学資金の手引」を参照）

- (1) 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得し、臨床研修を行った後、貸付期間の2倍の期間に達するまでに、山口県医師修学資金貸与者キャリア形成プログラムの適用を受け、県が個別に指定する公的医療機関等において、貸付期間の1.5倍の期間、特定診療科枠・外科枠の対象であるいずれかの診療科の医師として勤務をしなければなりません。
- (2) 医師免許取得後の臨床研修は、山口県内の臨床研修病院で行わなければなりません。
(県内での臨床研修期間については、貸付期間が5年以上の場合は2年、貸付期間が3年以上5年未満の場合は1年が返還免除のための勤務期間として算入されます。)
- (3) 「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則」及び「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付要綱」に定める義務を誠実に履行しなければなりません。

6 返還

次のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた修学資金の額に利息を付して一括返還しなければなりません。

なお、災害、疾病、その他やむを得ない事由があると認められるとき等は、その間返還を猶予することができます。

- (1) 貸付けが取り消されたとき。
- (2) 大学を卒業した日から2年以内に医師の免許を取得しなかったとき。
- (3) 免許取得後、直ちに臨床研修を開始せず、又はこれを修了することができなかったとき。
- (4) 県内の公的医療機関等において医師として業務に従事した期間中に死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。（事情により、全額又は一部の返還が免除されることがあります。）
- (5) 大学を卒業した日から2年以内に免許を取得し、直ちに臨床研修を開始し、これを修了した場合において、貸付期間の2倍に相当する期間の間に、県内の公的医療機関等において医師としてその業務に従事した期間が、通算して、貸付期間の1.5倍に相当する期間（1年に満たない端数は切り上げ）に達する見込みがなくなったとき。
- (6) その他貸付けの条件に違反したとき。

7 貸付利息

年10%（各回の貸付けの翌日から、元金にのみ利息が付加されます。）

8 応募方法

次の書類を、11の「応募先」あてに、持参又は郵送により提出してください。

(1) 修学資金貸付申請書【指定様式】

「修学の種類」欄は、「その他」としてください。

申請には、一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる2人の連帯保証人が必要です。連帯保証人のうち1人は、貸付けを受けようとする者の一定の職業を有する父母を充てることができます。

(2) 学業成績表

学業成績表の提出が困難な者は、大学の発行する在学証明書又は入学許可書

(3) 履歴書

(4) 健康診断書

近隣の医療機関で簡易な健康診断（身長、体重、視力、聴力、尿検査、血圧及び医師所見を含むこと）を受診してください。

(5) 住民票の写し（本人のもの）

(6) 大学の学長又は学部長の推薦書【指定様式】

(7) 応募理由書【指定様式】

(8) 【1「応募資格」(1)該当者のみ】県内の高等学校を卒業したことを証明する書類

(9) 【1「応募資格」(2)(3)該当者のみ】貸付けの申請をする日の3年以上前から保護者が継続して山口県内に在住し、現在も在住していることを証明する書類（保護者の住民票の写し又は戸籍の附票）

(10) 本人と生計を同じくする家族全員の収入を証明する書類（市町村長の発行する直近分の所得証明書又は源泉徴収票の写し）※なお、応募資格に所得制限はありません。

(11) 山口県医師修学資金貸与者キャリア形成プログラム適用同意書【別添様式】

9 募集期間

令和6年8月1日（木）から令和6年9月30日（月）まで（当日消印有効）

10 選考方法・貸付けの決定

申請書類及び面接（10月予定）の審査により貸付者を選考し、結果を10月末までに申請者に通知します。面接の詳細は、申請者あてに別途お知らせします。

11 応募先

(1) 山口大学医学部に在籍する方

山口大学医学部学務課 教育・学生支援係

〒755-8505 山口県宇部市南小串1丁目1-1

TEL : 0836-22-2099 E-mail : me237@yamaguchi-u.ac.jp

(2) 上記(1)以外の方

山口県健康福祉部医療政策課 医師確保対策班

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

TEL : 083-933-2937 E-mail : all700@pref.yamaguchi.lg.jp